

# 委 託 業 務 説 明 書

## 1 委託業務の内容

### (1) 業務名

地域防災力強化演習業務

### (2) 業務目的

県民局・地域事務所職員及び市町村職員を対象として、災害発生時の判断力・対応力を養い、もって県民局・地域事務所及び市町村の災害対応力の向上を図ることを目的とする。

### (3) 業務内容

地域防災力アップ研修（半日）

平成 30 年 7 月豪雨災害検証委員会において、大雨特別警報が出るような大雨になったときに、県や市町村として何をすべきかということを職員が十分認識していなかったと指摘されている。

災害時にどのように情報収集・共有し、関係機関と連携し、今後の進展を予測しながら災害対応を行っていくべきか、職員の判断力、対応力を向上させるため、効果的で実践的な図上防災訓練（状況を予測し必要な対応を考える事前防災行動計画（タイムライン）の実施訓練）を立案して実施する。

研修の到達目標

災害時に災害対策本部等で自分自身がどのような役割で主体的に関わるかを明確に認識した上で、今後の進展を予測しながら災害対応が行える判断力、対応力を学ぶ。

研修の方法

原則、演習

研修の対象者

県職員、市町村職員

研修の開催場所

3 か所（日程は 2 (1) に記載。研修会場は県の指定の場所）

研修予定人数

各回 50 人

研修内容

①県内で直面する風水害をもとに、災害発生時の初動対応  
②打ち合わせの上決定することとするが、次の内容は必ず盛り込むこと。  
・午前中の講義で研修対象者に必要となる役割や考え方に触れているので、当研修冒頭においては、必要な能力として判断力に触れ、そのために情報収集や情報分析等の主体的な取り組みに意義があることを解説すること。  
・判断力のスキル修得や考え方については、単なる知識ではなく、ケースワークを用意して災害時対応の状況下での判断基準や適用等の細やかな認識やノウハウの修得を図ること。

留意点

研修参加者がより実践的な知識・技能を身につけられるよう、グループワークや演習の時間を多く取り入れること。また、研修参加者同士の意見交換及び情報交換の機会を多く与えること。

令和 8 年 5 月下旬から運用予定の、防災気象情報の体系整理に合わせた研修内容とすること。

県の手配設備

IP 電話機、ホワイトボード、プロジェクター、白地図  
ハザードマップ

## 2 委託業務の実施方法

### (1) 実施方法等

令和8年度地域防災力アップ研修は、3つの県民局管内において、5月13日（備前）、5月15日（備中）、5月20日（美作）にそれぞれ実施する。

- ① 内容については、各回とも原則同一の災害想定とし、モデル市町村ごとに状況付与を作成すること。
- ② 各回とも、午前中に県危機管理課職員の事前防災行動計画(タイムライン)の講義及び気象台職員の防災気象情報等の講義を実施し、午後に当該業務の実施とする。

### (2) 業務実施上の条件

- ① 自然災害を対象とした防災訓練業務（以下「同種業務」という。）の実績があり防災訓練に精通した者を、業務全体に責任を有する統括責任者（主任技術者）として配置すること。
- ② 本業務の実施、その他これに関連又は付随して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

### (3) 成果品

研修資料1式をA4版ファイルにて1部提出すること。なお、電子データ1式及び研修の様子を撮影した動画データをDVD-Rに収録して添付すること。

## 3 委託業務の契約期間

委託契約期間は、契約締結の日から令和8年9月30日（水）までとする。

## 4 委託契約の上限金額

本業務の委託金額の上限は2,705,863円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

なお、研修の会場使用料については岡山県が負担する。

## 5 参加業者の資格要件

技術提案に参加できる者は、技術提案実施の公告日から委託候補者が選定される日までの間において、以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の除外又は入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 過去5年間（本技術提案実施年度含む）において、同種業務の実績がある者。

- 6 委託契約に関する事務を担当する課の名称  
岡山県危機管理課防災対策班  
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
電話：086-226-7293  
FAX：086-225-4559  
電子メール：kikikanri-bousaitaisaku@pref.okayama.lg.jp
- 7 契約条項を示す場所  
上記6の場所とする。
- 8 技術提案参加手続きに関する事項
- 8-1 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項
- (1) 参加表明書の作成様式  
様式第2号「地域防災力強化演習業務に係る技術提案参加表明書」のとおりである。
- (2) 記載上の留意事項
- ① 提出する参加表明書の文字サイズは10.5ポイント以上とすること。  
② 様式に記載している注記に留意すること。
- 8-2 参加表明書の提出
- (1) 提出期間  
令和8年2月24日(火)から令和8年3月6日(金)午後4時まで(必着)。
- (2) 提出場所  
岡山県危機管理課 防災対策班
- (3) 提出方法  
持参又は郵送(書留郵便の他これに準じる方法で到達したこと及びその時間が確認できる方法に限るものとし、(1)の提出期間に必着のこと。)
- 8-3 業務内容についての質問の受付及び回答
- (1) 質問の受付  
この契約の委託業務説明書等に関する質問は、委託業務説明書等に対する質問・回答書(様式第4号)で、令和8年3月6日(金)午後4時までの間、上記6のアドレス宛てに電子メールにより行うこと。
- (2) 回答  
岡山県危機管理課のホームページへ掲載する。
- 8-4 参加業者の資格要件の確認
- (1) 資格要件の確認方法  
参加表明書を提出した者について、5に示す参加者としての資格要件を満たすかどうかを確認する。
- (2) 確認の通知等  
上記(1)の確認結果により、参加者として資格要件を満たすことを確認した者に対して、技術提案書の提出要請の通知を行う。
- 8-5 資格要件の未確認の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち参加業者の資格要件を満たすことが確認されなかった者に対して、資格要件が確認されなかった旨及びその要件（以下「未確認要件」という。）を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受領した日の翌日から起算して5日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面により、県に対して未確認要件についての説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の説明を求められた県は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。
- (4) 未確認要件の説明請求の提出場所は以下のとおり。  
岡山県危機管理課 防災対策班

#### 8-6 技術提案書の作成、作成様式及び記載上の留意事項

- (1) 技術提案書の作成  
技術提案書の作成においては、以下の点について技術提案を求める。
  - ・「災害時の対応図上訓練」の考え方及び訓練方法について
  - ・業務に係るその他特記すべき事項について
- (2) 技術提案書の作成様式  
様式第3号「技術提案書」のとおりである。
- (3) 記載上の留意事項
  - ① 提出する参加表明書の文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
  - ② 様式に記載している注記に留意すること。

#### 8-7 技術提案書の提出

- (1) 提出期間  
令和8年2月24日(火)から令和8年3月13日(金)午後4時まで(必着)。
- (2) 提出場所  
岡山県危機管理課 防災対策班
- (3) 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便の他これに準じる方法で到達したこと及びその時間が確認できる方法に限るものとし、(1)の提出期間に必着のこと。）

### 9 委託候補者の選定に関する事項

#### 9-1 委託候補者の選定

- (1) 選定の方法  
地域防災力強化演習業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プレゼンテーションを実施の上、別に定める審査評価基準に基づき技術提案書の審査を行い、最も評価の高い者を委託候補者として選定する。ただし、提出された見積書の見積金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が上記4に示す委託契約の上限金額を超える場合は、参加資格が無い者として扱い、審査の対象としない。
- (2) プレゼンテーションの日時等
  - ・日時：令和8年3月26日(木)15:30～
  - ・場所：岡山県庁 防災・危機管理センター  
災害対策本部会議室（東棟2階）プレゼンテーションの詳細については、応募のあった者で上記5の参加業者の資

格要件を満たすと認められる者に対して、書面により通知する。

なお、プレゼンテーションは、Web形式で行う場合がある。

(3) 選定の通知

上記(1)により選定した委託候補者に対して、委託候補者に選定した旨を書面により通知する。

9-2 非選定理由の説明

(1) 委託候補者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受領した日の翌日から起算して5日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面により、非選定理由についての説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(4) 非選定理由の説明請求の提出場所は以下のとおり。

岡山県危機管理課 防災対策班

10 その他必要な事項

10-1 契約の締結

(1) 選定された委託候補者と随意契約により本業務の委託契約の締結手続きを行う。

そのため、あらためて、特記仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなる。

(2) 契約の締結に当たり作成する特記仕様書は、特定された技術提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されないものとする。

(3) 技術提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書を作成するために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

10-2 その他の留意事項

(1) 提出期間に参加表明書を提出しない者（到達しなかった場合を含む）は、技術提案書を提出することができない。

(2) 技術提案書の提出者が委託候補者が選定される日までに上記5に示す参加業者の資格要件を満たさなくなった場合、及び技術提案書に記載された見積金額が4に示す委託契約の上限金額を超える場合は、その者の参加及び提案は無効（失格）とする。

(3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

(4) 提出後における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 参加表明書、技術提案書の作成及び提出（プレゼンテーションを含む。）に要する全ての費用は、参加（希望）業者の負担とする。

(6) 提出された書類は返却しない。

(7) 技術提案書等に記載された個人情報、委託候補者の選定、審査その他の手続きを実施する目的以外に、参加者に無断で使用することはない。

(8) 提出された技術提案書に係る権利は、岡山県に帰属することとする。

(9) 委託候補者の選定結果は、岡山県ホームページ等によって公表される場合がある。

(10) 技術提案書に記載した配置予定統括責任者（主任技術者）は、病休、死亡、退

職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。やむを得ず変更する場合は、前任者と同等以上の技術を有する者を配置し、理由を記した変更届を提出すること。

- (11) 業務委託契約書の作成を要し、契約締結日は令和8年4月1日とする。
- (12) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものと見なす。
- (13) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (14) 本事業は、令和8年度岡山県一般会計予算案が岡山県議会において議決されることを条件に実施するものである。